

静岡県立大学「ふじのくに」みらい共育センター規則

平成27年4月1日 規則第61号

改正 平成29年12月1日

改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、地域を志向した大学の形成を目的とする「地（知）の拠点整備事業」によって設置された「ふじのくに」みらい共育センター（以下、「COCセンター」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 COCセンターは、静岡県内自治体の地域課題に対して、学生と地域住民の協働により健康づくりと地域みらいづくりを促進し、地域貢献マインドを有する人材育成を行うとともに、全学的教育改革の実施を目的とする。

(業務)

第3条 COCセンターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 自治体の課題に対する調査研究
- (2) 地域間の情報共有及び研究成果の発信
- (3) 地域における学生の教育及び活動の支援総括
- (4) 人材教育プログラムの推進及び「コミュニティフェロー」、「地域みらいづくりフェロー」並びに「健康長寿フェロー」の称号授与に関わること。
- (5) 「しずおか学び直し塾」の企画
- (6) その他、地域貢献事業に関すること。

(組織)

第4条 COCセンターには、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) センター事務職員
- (5) その他学長が必要と認める者

(センター長)

第5条 センター長は、静岡県立大学（以下「本学」という。）の職員の中から学長が任命する。

- 2 センター長は、COCセンターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、任期の途中でセンター長の交代のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の職員の中からセンター長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、その他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、センター長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 任期の途中で副センター長の交代のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副センター長は、再任を妨げない。

(センター教員)

第7条 センター教員は、本学の教員をもって充てる。

学長は必要と認める本学の特任教員を、センター教員に任命することができる。

- 2 センター教員は、第3条各号に掲げる業務に従事する。

(センター事務職員)

第8条 センター事務職員は、COCセンターの運営に関する業務に従事する。

(運営委員会等)

第9条 COCセンターは、第3条各号に掲げる業務を円滑に運営するため、運営委員会等を置くことができる。

- 2 運営委員会等の組織及び運営については、別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。